

# 令和7年度 第3回 滋賀県地域医療対策協議会 次第

日 時：令和8年3月24日（火）15時00分～17時00分  
場 所：滋賀県危機管理センター2階 災害対策本部室  
(We b併用開催)

## 1 あいさつ

## 2 議 事

- (1) 臨床研修の定員（令和9年度研修開始分）について
- (2) 第8次（前期）滋賀県医師確保計画の進捗状況について（報告）
- (3) 令和8年度医師確保対策事業について（報告）
- (4) 令和6年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況について（報告）
- (5) 奨学金等被貸与医師の知事が指定する勤務先医療機関（案）について
- (6) その他

# 滋賀県地域医療対策協議会 委員名簿

委員任期：令和7年9月1日～令和9年8月31日

(敬称略)

区分	機関・団体、役職等	氏名	出欠	備考
1 ①特定機能病院	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院 院長	田中 俊宏	出席(来場)	
2 ②(独)国立病院機構	地方独立行政法人公立甲賀病院 理事長・院長 長浜赤十字病院 院長	辻川 知之	出席(Zoom)	
3 ③(独)地域医療機能推進機構		楠井 隆	出席(Zoom)	
4 ④地域医療支援病院				
5 ⑤公的医療機関	社会医療法人誠光会淡海医療センター 院長	森谷 季吉	出席(来場)	
6 ⑥臨床研修病院	公益社団法人滋賀県私立病院協会 会長 (医療法人弘英会琵琶湖大橋病院 理事長・院長)	小椋 英司	出席(来場)	
7 ⑦社会医療法人	一般社団法人滋賀県医師会 会長	高橋 健太郎	出席(Zoom)	
8 ⑧民間病院	国立大学法人滋賀医科大学 学長	上本 伸二	出席(来場)	
9 ⑨診療に関する学識経験者の団体	国立大学法人京都大学医学部附属病院 院長	高折 晃史	出席(Zoom)	
10 ⑩大学その他の医療従事者の養成に関する機関	京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院 院長	佐和 貞治	出席(Zoom)	
11 ⑪地域の医療関係団体	一般社団法人滋賀県病院協会 会長 (社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院 院長)	三木 恒治	出席(来場)	
12	公益社団法人滋賀県看護協会 会長	草野 とし子	出席(来場)	
13	滋賀県在宅医療等推進協議会 委員 (滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会 会長)	駒井 和子	出席(Zoom)	
14	公益社団法人日本精神科病院協会滋賀県支部 代議員(医療法人明和会琵琶湖病院 理事長・院長)	石田 展弥	欠席	
15 ⑫関係市町	滋賀県市長会(草津市長)	橋川 涉	欠席	
16	滋賀県町村会(日野町長)	堀江 和博	出席(Zoom)	
17 ⑬地域住民を代表する団体	滋賀県地域女性団体連合会 会長	上村 照代	出席(来場)	
18	滋賀子育てネットワーク 代表	鹿田 由香	出席(来場)	
19 ⑭その他知事が認める者	滋賀医科大学 地域医療教育研究拠点 准教授 (独)地域医療機能推進機構滋賀病院 乳腺外科・乳腺センター部長)	梅田 朋子	出席(Zoom)	
20	彦根市立病院 小児科 主任部長	西島 節子	出席(Zoom)	
21	一般社団法人滋賀県医師会 理事 (きづきクリニック 院長)	木築 野百合	出席(来場)	
22	大津市保健所 所長	中村 由紀子	出席(来場)	
23	医療法人滋賀県家庭医療学センター 弓削メ ディカルクリニック 理事長	雨森 正記	出席(来場)	
24	滋賀県医師キャリアサポートセンター 専任医師 (滋賀医科大学 小児科学講座 特任助教)	佐藤 知実	出席(来場)	
25	滋賀県健康医療福祉部 参事(統括保健師)	加賀爪 雅江	出席(来場)	

※①～⑬は、医療法で定められた協議会構成員の区分

# 配席図



三木恒治  
会長

報道席	田中俊宏 委員	上本伸二 委員
	森谷季吉 委員	草野とし子 委員
	小椋英司 委員	雨森正記 委員
	上村照代 委員	木築野百合 委員
傍聴席	鹿田由香 委員	中村由紀子 委員
	佐藤知実 委員	加賀爪雅江 委員

《事務局》

健康医療福祉部 医療政策課 橋本課長	健康医療福祉部 切手次長	健康医療福祉部 山田部長	健康医療福祉部 小嶋次長
--------------------------	-----------------	-----------------	-----------------



関係職員（医療政策課）

以下の委員は、オンラインで出席

- ・辻川知之委員
- ・楠井隆委員
- ・高橋健太郎委員
- ・高折晃史委員
- ・佐和貞治委員
- ・駒井和子委員
- ・堀江和博委員
- ・梅田朋子委員
- ・西島節子委員

# 臨床研修の定員（令和9年度研修開始分）について

健康医療福祉部医療政策課

# 1

県内臨床研修病院ごとの募集定員の配分方法について

## 医師法 第十六条の二

診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

- ・ 滋賀県内の臨床研修病院は以下の14病院

市立大津市民病院

大津赤十字病院

滋賀医科大学医学部附属病院

済生会滋賀県病院

滋賀県立総合病院

長浜赤十字病院

市立長浜病院

公立甲賀病院

彦根市立病院

高島市民病院

近江八幡市立総合医療センター

淡海医療センター

東近江総合医療センター

JCHO滋賀病院

# 臨床研修医の募集定員について

- 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。
- このため、平成22年度研修から各都道府県の募集定員上限が設定され、研修医の偏在是正が図られている。

- ・平成22年度～ 厚生労働省が各都道府県の募集定員上限を設定
- ・平成27年度～ 募集定員倍率を令和2年度に向けて約1.10倍まで縮小
- ・令和3年度～ 募集定員倍率を令和7年度に約1.05倍まで縮小  
各都道府県が、厚生労働省が設定した各都道府県の募集定員上限の範囲内で、当該都道府県内の病院の募集定員を設定



令和9年度臨床研修募集定員上限      滋賀県    124人（±0）

# 本県の募集定員の配分方法

(令和7年度以降に臨床研修を開始する研修医の募集定員上限に適用)

## 1. 基本的な考え方

- 募集定員倍率の縮小に伴い、募集定員上限が減少傾向にある中、県内の臨床研修医を最大限確保できるよう採用実績を踏まえて配分方法を設定
- 定員の大幅な変動により医療提供体制や病院運営に支障が生じないように配慮する必要
- その上で、評価が同程度の場合には、比較的医師が少ない地域の病院に優先して配分

※詳細は次頁

## 2. 配分方法（各臨床研修病院の希望定員を聴取した上で、以下の方法により配分）

### (1) ベースとなる値の算出

- ・直近3か年の受入実績の平均値を選定
- ・直近3か年の受入実績の平均値が前年度募集定員の90%を下回る場合、その差分を定員保障として加算（最小定員は2とする。）

### (2) 募集定員上限を踏まえた調整

- ・次の指標を点数化し、上位（下位）の病院から1ずつ加算（減算）
  - ①直近3年間のマッチング率の平均、②直近3年間の県内定着率、③比較的医師が不足する地域の該非（医師少数区域、医師中程度区域、大津・湖南圏域以外の圏域）

※募集定員上限の範囲内で、小児科・産科プログラムおよび地域医療重点プログラムの定員数を別途配分

# 募集定員の配分方法の構成について（詳細）

## 1. ベースとなる値の算出

- (1) 直近3年間の受入実績の平均値(A)を算出する。
- (2) (1)が前年度募集定員の90% (小数点以下切捨) (X')を下回る場合、差分を定員保障として加算する。ただし、最小定員は「2」とする。

## 2. 加算・減算順位付け

- (1) 直近3年間の実績を点数化した値に、医師の比較的不足する地域を配慮する加点を設定した指標(オ)を算出し、加算・減算のための順位付け(カ)を行う。

$$(\text{指標(オ)}) = (A') + (I') + (U') + (I')$$

- ・直近3年間のマッチング率平均値・・・50点・・・(A')
- ・直近3年間の県内定着率平均値・・・50点・・・(I')
- ・B群の病院に5点加点・・・5点・・・(U')
- ・医師少数区域の病院に5点・・・5点・・・(I')
- ・医師中程度区域の病院に2.5点加点・・・2.5点・・・(I')

※指標が小数点以下まで比較しても同点の場合は、B群→医師少数区域→医師中程度区域→直近3年間のマッチング率→直近3年間の県内定着率の順に優先する。

## 3. 加算・減算

### 【加算】

- (1) 基礎数値(B)が募集定員上限(X)を下回る場合は、募集定員上限まで加算を行う。
- (2) 設定した順位の上位から「1」ずつ加算を行う。  
(D)  
※原則、加算は「1」を限度とするが、募集定員上限に満たない場合は、さらに加算を行う。  
※基礎数値が希望定員以上の場合は加算しない。

### 【減算】

- (1) 基礎数値(B)が募集定員上限(X)を上回る場合は、募集定員上限まで減算を行う。
- (2) 設定した順位の低位から「1」ずつ減算を行う。(E)  
※原則、減算は「▲1」を限度とするが、募集定員上限に届かない場合は、さらに減算を行う。  
※基礎数値が前年度募集定員未満の場合は減算しない。  
※定員保障加算を受けている場合は減算の対象にならない。

## 4. その他配分

- (1) 小児科・産科プログラム分の配分を行う。(F)
- (2) 地域医療重点プログラム分の配分を行う。(G)

病院ごとの配分結果は、資料1-2参照

# 2

基礎研究医プログラムの定員（令和9年度研修開始分）について

# 基礎研究医プログラムの概要

我が国の国際競争力は、基礎医学論文数の観点からも、相対的に低下傾向であり、基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合を高める必要がある。このため、令和4年度研修から、基礎医学に意欲がある学生を対象とした**臨床研修と基礎研究を両立**をするための**基礎研究医プログラム**を開始する。

基礎研究医プログラムの定員は、**一般の募集定員とは別枠の定員を設定し**、一般のマッチングに先行して選考する。

## 基礎研究医プログラムの概要

- 直近5年間の研修医の採用実績が平均20人以上の基幹型臨床研修病院である**大学病院**（本院に限る）
- 基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの開始年度の前々年の10月31日までに、都道府県知事に届出
- プログラムは以下の要件を満たすものであること
  - (i) プログラム開始時に、所属する基礎医学の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと
  - (ii) 選択研修期間に、**16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間**を用意すること
  - (iii) 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと
  - (iv) 臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、病院の研修管理委員会に提出すること
  - (v) 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること
- 募集定員は、**原則1人**

# 令和9年度基礎研究医プログラム定員

別紙

	都道府県	大学病院の名称	定員
1	宮城県	東北大学病院	1
2	茨城県	筑波大学附属病院	1
3	栃木県	獨協医科大学病院	1
4	埼玉県	埼玉医科大学病院	1
5	千葉県	千葉大学医学部附属病院	1
6	東京都	順天堂大学医学部附属順天堂医院	1
7		日本医科大学付属病院	1
8		東京慈恵会医科大学附属病院	1
9		東京科学大学病院	2
10		慶應義塾大学病院	2
11		日本大学医学部附属板橋病院	1
12		帝京大学医学部附属病院	1
13		横浜市立大学附属病院	2
14	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	1
15		北里大学病院	1
16	山梨県	山梨大学医学部附属病院	1
17	愛知県	藤田医科大学病院	1

	都道府県	大学病院の名称	定員
18	静岡県	浜松医科大学医学部附属病院	1
19	石川県	金沢大学附属病院	1
20		金沢医科大学病院	1
21	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	1
22	京都府	京都大学医学部附属病院	2
23		京都府立医科大学附属病院	1
24	大阪府	大阪大学医学部附属病院	2
25		大阪公立大学医学部附属病院	1
26		関西医科大学病院	1
27	奈良県	奈良県立医科大学附属病院	1
28	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	1
29	岡山県	岡山大学病院	1
30	広島県	広島大学病院	1
31	香川県	香川大学医学部附属病院	1
32	福岡県	久留米大学病院	1
33	大分県	大分大学医学部附属病院	2
34	鹿児島県	鹿児島大学病院	1

